

茂原市市民活動支援センターの設置及び運用に係る基本方針

1. 市民活動支援センター設置の目的

茂原市市民活動支援センターは、「茂原市まちづくり条例」の基本原則に基づき、協働によるまちづくりの推進を図るため、地域におけるまちづくりの担い手（自治会、市民活動団体及び地域まちづくり協議会等）の拠点として設置するものです。

2. 計画等における市民活動支援センターの位置付け

茂原市総合計画後期基本計画第6次3か年実施計画では、「第6章市民自治 第5節適切な行財政運営 第5項時代潮流にあわせた行政の推進」において、「市民参画・市民協働の推進」が位置付けられ、「市民活動の拠点となる市民活動支援センターの設置に向け、必要な協議を進める」とされています。

茂原市行財政改革大綱第7次実施計画において、「市民参画・市民協働のまちづくりの推進」の取組内容として、「市民活動支援センターの設置」が位置付けられています。

また、茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標④「地域力が暮らしを支えるまち」の中で、「(1) 市民が主体的に取り組む住みよいまちづくり」の主要な事業として、「市民活動支援センターの設置」が位置付けられています。

さらに、茂原市まちづくり条例推進アクションプランにおいても、「市民活動支援センター化への検討」が位置付けられているところです。

3. 市民活動支援センターの名称

「茂原市市民活動支援センター」とし、愛称を一般公募します。

4. 市民活動支援センターの設置場所・開設日時

当面の間、生活課内に「市民活動支援センター」を設置し、平日（月～金曜日）の8時30分～17時15分（12時～13時を除く）を窓口開設時間とします。

また、会議や情報共有、資料作成等を行うスペースとして、庁舎1階の行政資料室や、庁舎2階の市民コーナー等を活用します。

このほか、ほのおか館や各福祉センター等、市内の公共施設を活用した出前相談、休日・夜間の出張開設についても検討します。

将来的には、新たに公共施設が建設された場合の複合化や、小中学校等の統廃合に伴う空き施設を利活用した移転も視野に入れて検討します。

5. 市民活動支援センターの開設時期

平成31年4月に開設します。

6. 市民活動支援センターの機能

当面の間、次に掲げる機能を優先的に対応するものとします。

(1) 相談対応機能

来場が見込まれる多くの相談者に対して、相談内容の適切な把握に努め、課題解決のための情報提供や関係機関等との連携により、自己解決を支えます。

(2) 調査・情報収集機能

的確な相談対応やコーディネート、地域資源の掘り起こしのために、地域に出向いて生の声を聞き、住民の気づきを把握するとともに、データを調査・収集・分析します。

(3) 情報の編集・発信機能

調査・収集した情報を適切に分類し、必要とする方たちに対して、具体的に説明・発信します。

そのために、日常的・継続的な情報共有・交流に努めるとともに、様々な情報のツールの特性を生かした発信を行います。

(4) コーディネート機能

地域で活動する自治会やボランティア団体、市民活動団体などが、個々に活動するよりも、多種多様な人々をつなぎ合わせ、課題の解決に向けて、連携・協力して解決に当たることが、より迅速で効果が得られることが期待されることから、多様な方法による会議や出会いの場を設け、コミュニケーションを図り、信頼関係のもと、人・もの・資金・情報をつなぐコーディネート（調整）に努めます。

(5) 資源の掘り起こし・提供機能

地域にある人材、情報、活動場所、資金、ネットワーク、歴史・活動の実績、技術、知識（博識）、道具、能力、行動力、魅力などの資源について、今あるものを把握し、または眠っているものを掘り起こして、それらを組み合わせて提供することにより、新しいものを仕掛けます。

(6) 人材育成機能

地域活動の担い手の育成や啓発に向けて、講座や研修、視察などの企画を通して、「地域力」の高揚を図ります。

また、センターのスタッフについても、熱意や行動力、様々な経験を有する複数名の人材を起用し、実践の中で、交渉力・コーディネート力など、必要とされる能力を研磨するとともに、スタッフ自身が自己研さんに努めます。

(7) 政策提言機能

共助や互助、近助で解決できない課題については、公助（行政）が解決すべきものであることから、センターにおいて、地域の課題・ニーズを把握し、地域住民とともに解決のための手立てである政策を提言できるような機能を備えるよう努めます。

7. 市民活動支援センターの運営手法と体制

当面の間、市が設置し、以下の体制により直営（公設公営）しますが、可能な限り市民の力を活かした運営とするため、将来的には NPO 法人等への運営委託を検討します。

(1) センター長 1名

市民活動支援センターの運営総括、事業計画の立案などを担当

(2) コーディネーター（協働相談員） 3名（生活課職員が兼務）

人材育成、自治会・市民活動団体・地域まちづくり協議会の支援、相談対応、情報発信などを担当

(3) サポートスタッフ（※当面の間、コーディネーターが兼務）

窓口業務、庶務、情報発信などを担当

8. 市民活動支援センターの設備・備品等

既存の設備・備品を活用するとともに、必要な備品等については計画的な整備に努めます。

【平成 31 年度当初予算に計上する設備・備品等】

- ・無線 LAN 導入に係る諸経費（アクセスポイント、通信料）
- ・コインベンダー式コピー機（長期継続契約）
- ・情報発信・検索性パソコン等

9. 第三者組織及び内部組織

市民活動支援センターの円滑な運営を図るため、既に設置されている「協働のまちづくり推進懇話会」及び「協働のまちづくり推進庁内委員会」を活用し、事業等の評価やさらなる推進を図ります。

10. その他

市民活動団体等と提携して、団体の事務所がブランチ（支所）機能を果たすことができるよう支援するとともに、公共施設での出前相談を実施するなど、どこに行けば望む情報や相談場所が分かるのかを示唆できるような体制を整えます。